

都民向け金融セミナー
サステナブル金融商品の
種類と特徴



高崎経済大学 教授
水口 剛

金融機関は何をしているのか

私たちにできることは何か

ファイナンスの領域



株式投資のESG投資

アクティブ運用

パッシブ運用

除外スクリーン

- 一定の業種・企業を除外(非人道的兵器など)

評価スクリーン

- ESG評価で一定水準以上を対象
- ESG評価に応じてオーバーウエイト/アンダーウエイト

テーマファンド

インテグレーション

- 通常の財務分析にESGを統合

ESGインデックスの活用。
独自のESGインデックスの構築(Low Carbon Indexなど)。

エンゲージメント

株主の立場で投資先企業と対話・働きかけ

ESG投資の方法(評価スクリーン)

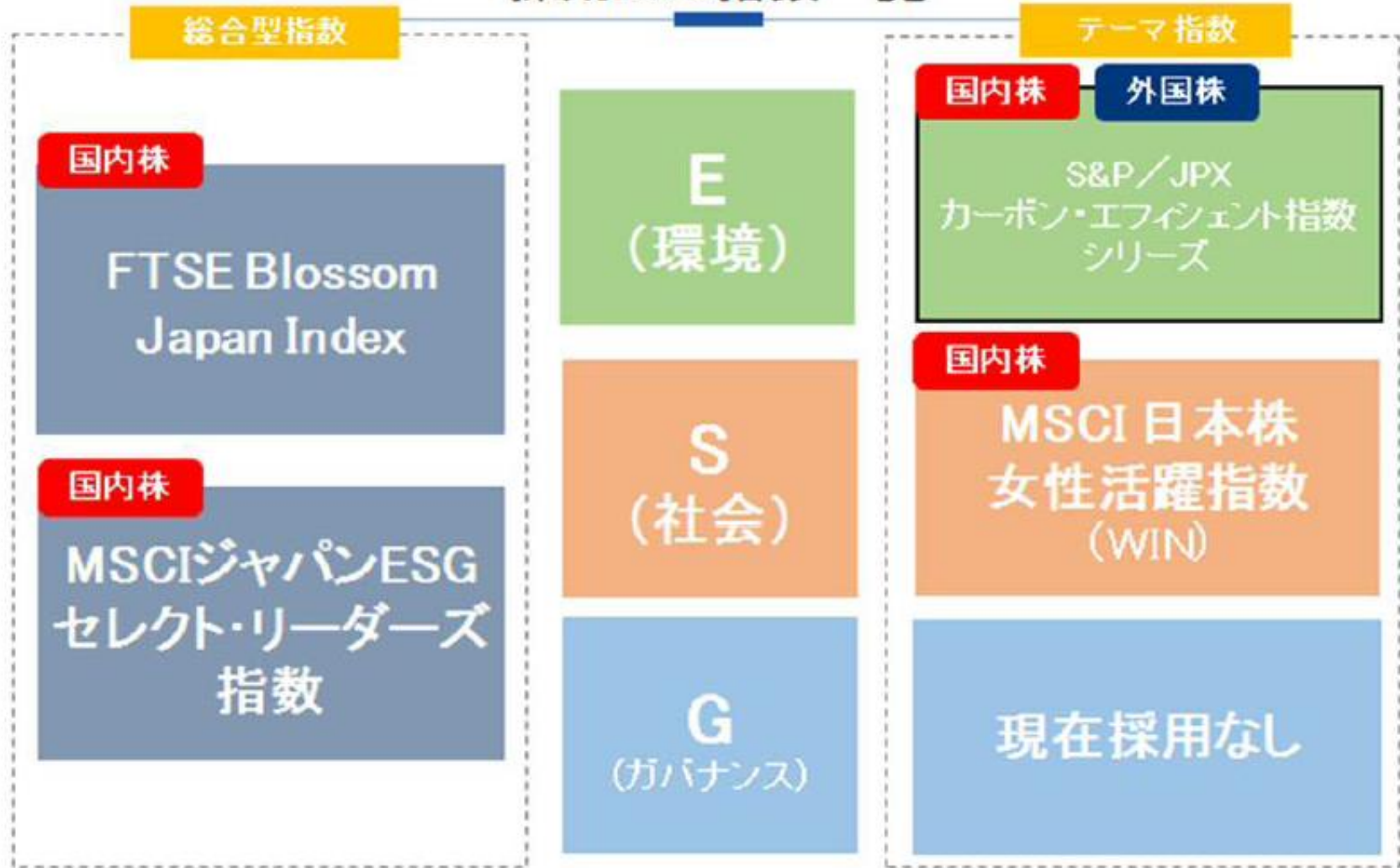
[ESGレーティング]

クライテリア(判断基準)	点数	ウェイト	合計
気候変動			
2050年までの長期ビジョンがある	4点	0.2	2点
具体的な削減目標の水準	5点	0.5	2.5点
RE100に加盟している
生物多様性			
原材料の調達基準がある			
海洋プラスチックの削減対策がある			
女性活躍推進			
女性管理職の比率			
.....			
合計			

ESG投資の方法(ESGインデックス)

[ESG指数] GPIFのESG指数の例

採用ESG指数一覧



ESG投資の方法（インテグレーション）

[インテグレーション]

→ ESGに関わるリスクと機会を投資判断に統合



(例)

自動車業界 : 電気自動車・水素自動車への対応状況

電力会社 : 石炭火力の比率(ネガティブ要因)

再生可能エネルギーへの対応能力

化学品業界 : バイオプラスチックへの対応状況 など

→ 業界の中でESG要因によって勝つ企業、負ける企業を識別する。

ESG投資の方法(エンゲージメント)

投資家

企業

[株主として対話]
担当者・経営陣と面談
レターの送付
マイルストーンの設定

株主提案
議決権行使

<事例>

- ✓ 2020年3月、気候ネットワークがみずほFGに株主提案
- ✓ パリ協定に沿った目標と指標の開示を定款で規定するよう要求
- ✓ 議決権行使助言サービスのグラスルイスとISSが賛成を推奨
- ✓ 2020年6月25日の株主総会で35%の賛成票

債券投資のESG投資

ESG要素の信用リスク評価への組み込み

債券投資家として発行体とエンゲージメント

グリーンボンド・ソーシャルボンド
サステナビリティリンクボンド

グリーンボンドとソーシャルボンド

調達資金の用途をグリーン・プロジェクト/社会課題に対応するプロジェクトに限定し、資金を適切に管理し、報告する債券



Green Bond Principles

Voluntary Process Guidelines for Issuing Green Bonds

June 2018



ICMA(国際資本市場協会)
グリーンボンド原則



グリーンボンドガイドライン

2020年版



環境省グリーンボンド
ガイドライン2020年版

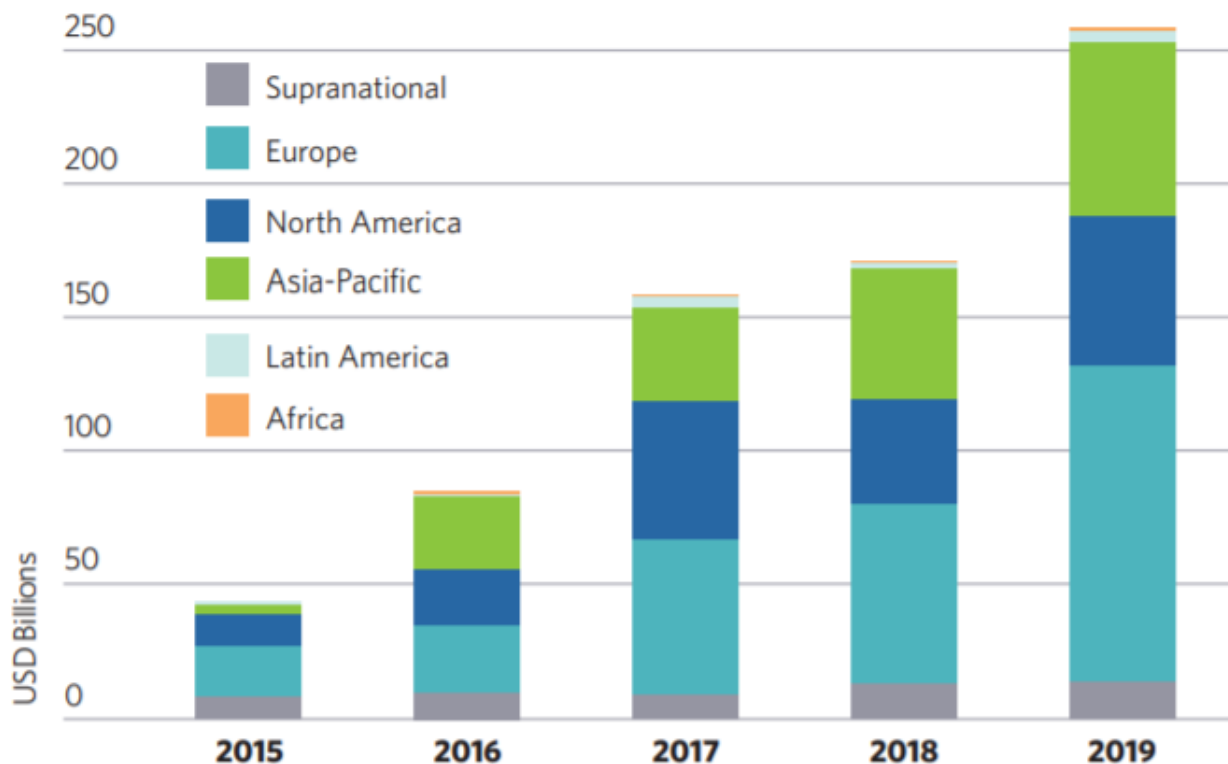
4つの要素

- ① 資金用途
- ② プロジェクトの評価・選定のプロセス
- ③ 調達資金の管理
- ④ レポート

世界のグリーンボンドの発行推移

世界のグリーンボンド発行額の推移

Issuance by region: Europe drives 2019 growth

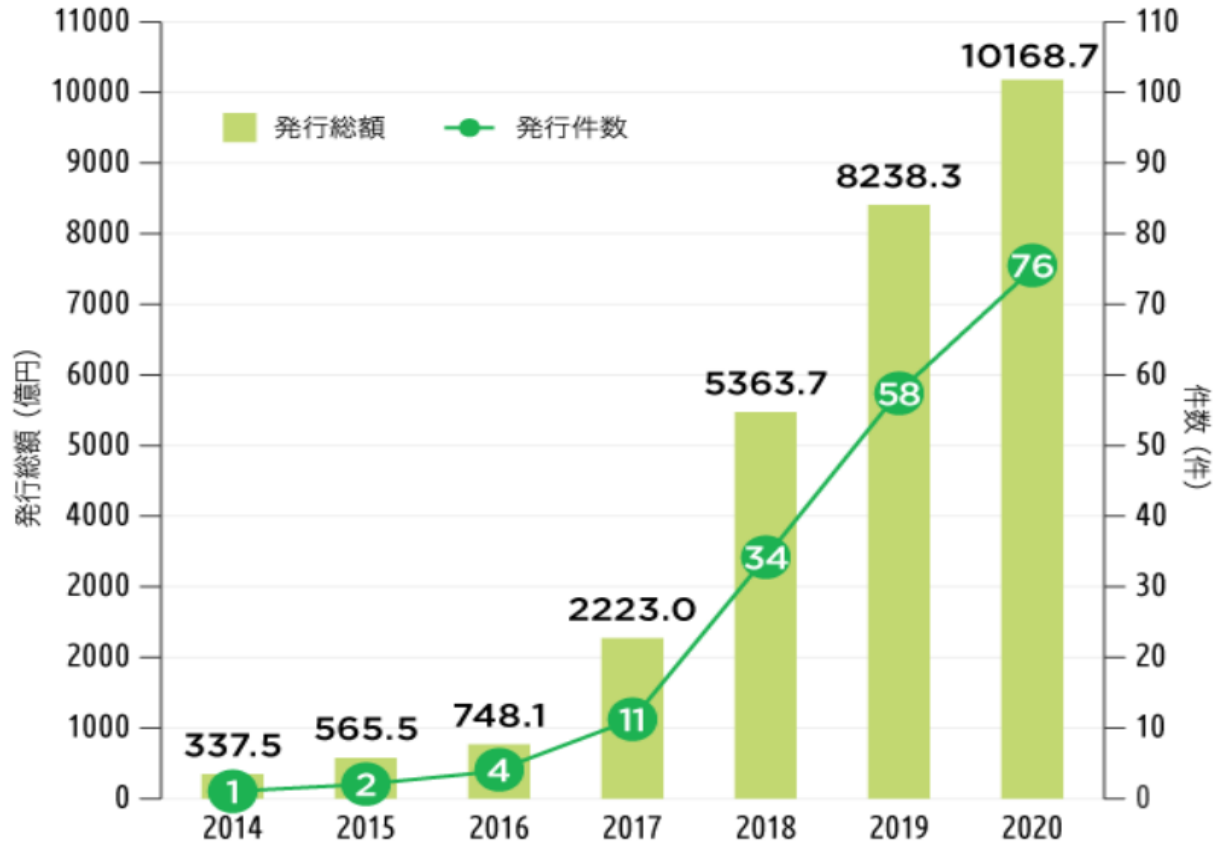


Note: Latin America includes Mexico.

出所: Climate Bond Initiative, 'Green Bond: Global State of the Market 2019'

日本のグリーンボンドの発行推移

国内企業等によるグリーンボンド等の発行実績



出所: グリーンボンド発効促進プラットフォーム

<http://greenbondplatform.env.go.jp/policies-data/current.html>

サステナビリティリンクボンド

The
Sustainability-Linked
Bond Principles



Sustainability-Linked Bond Principles

Voluntary Process Guidelines

June 2020



ICMAサステナビリティリンク
ボンド原則

Loan
Market
Association

the authoritative voice
of the US loan market



LSTA

Sustainability Linked
Loan Principles



ローン市場協会
サステナビリティリンク
ローン原則

- 資金用途を限定しない。
- 事前に設定したサステナビリティパフォーマンス・ターゲットの達成を約束。

融資におけるサステナビリティ金融

グリーンローン
サステナビリティリンクローン

融資方針の明確化

ESG地域金融

融資方針の明確化

新設の石炭火力発電所へのファイナンスは原則として実行しない。石炭火力発電向けプロジェクトファイナンスの残高を、2030年度に50%削減、2040年を目途にゼロとする（三菱UFJ銀行）

新設の石炭火力発電所への支援は原則として実行しない。石炭火力発電向け貸出金の残高を、2040年を目途にゼロとする（三井住友銀行）

石炭火力発電所の新規建設を用途とするファイナンスを行わない。石炭火力発電向け与信残高を、2030年度に50%削減、2050年を目途にゼロとする（みずほフィナンシャルグループ）

ESG地域金融タスクフォース



ESG地域金融タスクフォースについて

- 2020年3月10日、ESG金融ハイレベル・パネル（第2回）において、同パネル下に「ESG地域金融タスクフォース」を設置することが承認された。
- 本TFでは、持続可能な社会の形成に向けた金融機関の役割について議論を行うとともに、ESG地域金融の普及展開に向けたビジョンを作成する。

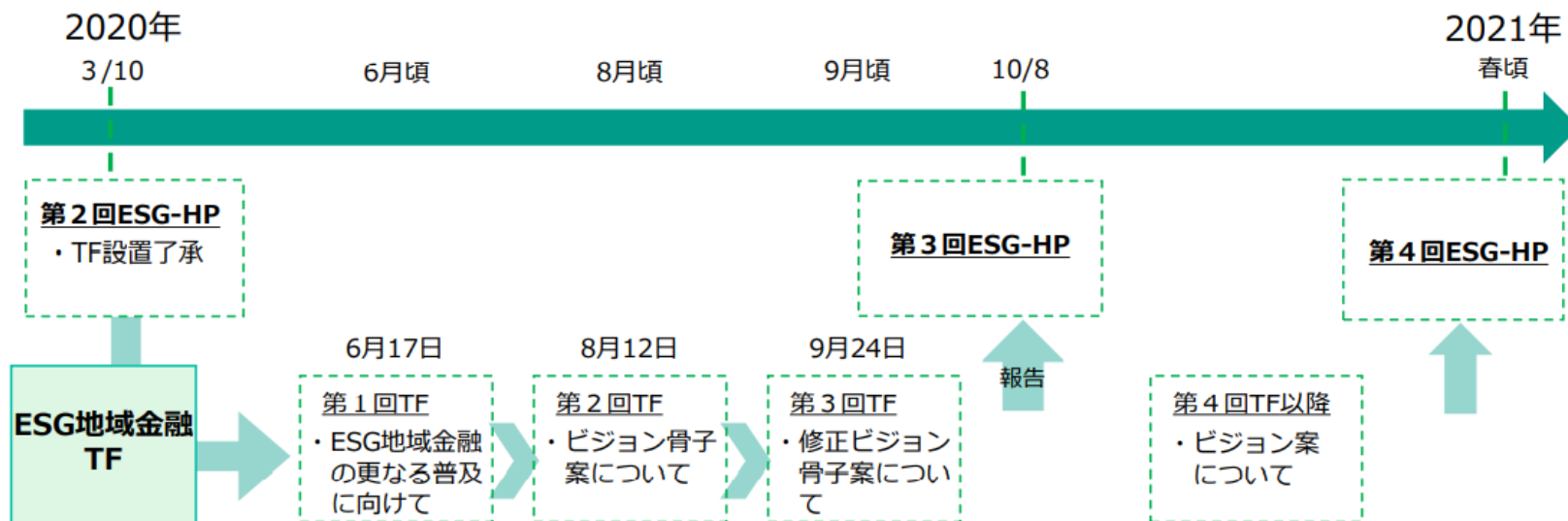
ESG地域金融タスクフォース 概要

検討事項

- 持続可能な社会の形成に向けた地域金融機関の地域における役割について
- ESG地域金融の普及展開に向けた戦略・ビジョンについて 等

参加組織名（委員・オブザーバー所属機関・企業）

- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、
- 九州フィナンシャルグループ、神戸大学、滋賀銀行、日本政策投資銀行、三井住友信託銀行
- 金融庁、国土交通省、内閣府、21世紀金融行動原則



地域循環共生圏

まち・ひと・しごとの創生に向けた環境省のアプローチ

～ 循環共生型の地域づくりの実現による地域経済循環の拡大 ～

森・里・川・海

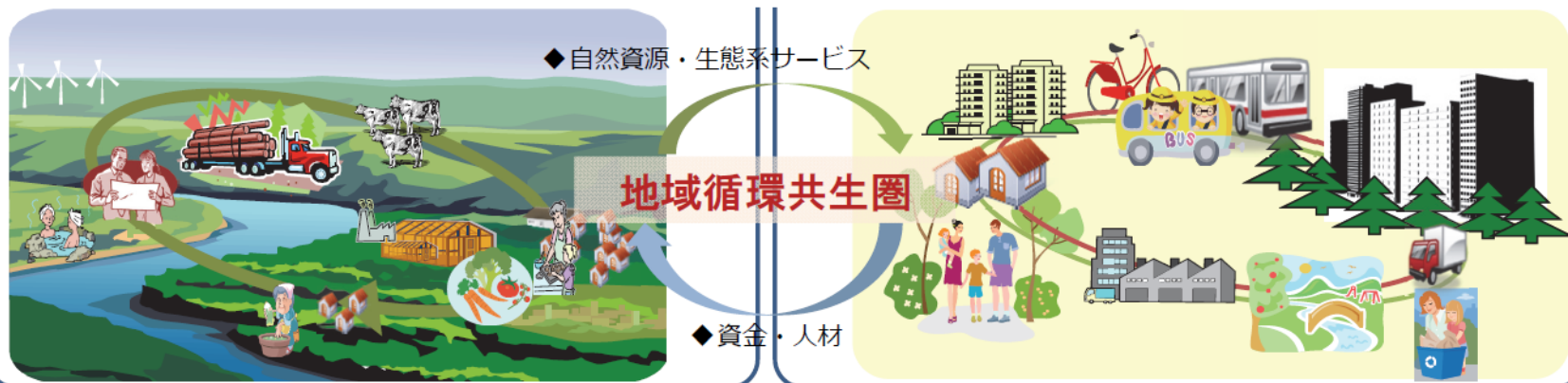
拠点都市

循環共生型の地域づくりの実現に向けた環境省のアプローチ

- ① 自立分散型エネルギーによる地域経済循環拡大
- ② 自然生態系の危機に適切に対応

- ① エネルギーの高効率利用
- ② 良好な都市環境の創出
- ③ 都市の持続可能性を向上

互いの強みを活かし補完し合う、循環共生型の地域づくり



ひとづくり・プランづくり・制度づくり

地域での取組を具現化するプランづくり

- ・地域ごとの「低炭素・循環・自然共生」プランの形成
- ・森・里・川・海の連環確保による安全で豊かな地域づくり

プランの実行主体である「ひと」づくり

- ・地域での取組の核となる人材育成
- ・国連「ESDの10年」後の環境教育

自然環境がもたらす生態系サービスの対価を支払える仕組みづくり

- ・生態系サービスから受益する国民が広く薄く負担する仕組みを創設し、森林や里地里山等の自然環境の維持・回復を推進。

インパクトファイナンスへの関心



- ✓ 環境省 ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース『インパクトファイナンスの基本的考え方』(2020年7月)
- ✓ 金融庁・GSG国内諮問委員会共催「インパクト投資勉強会」開催



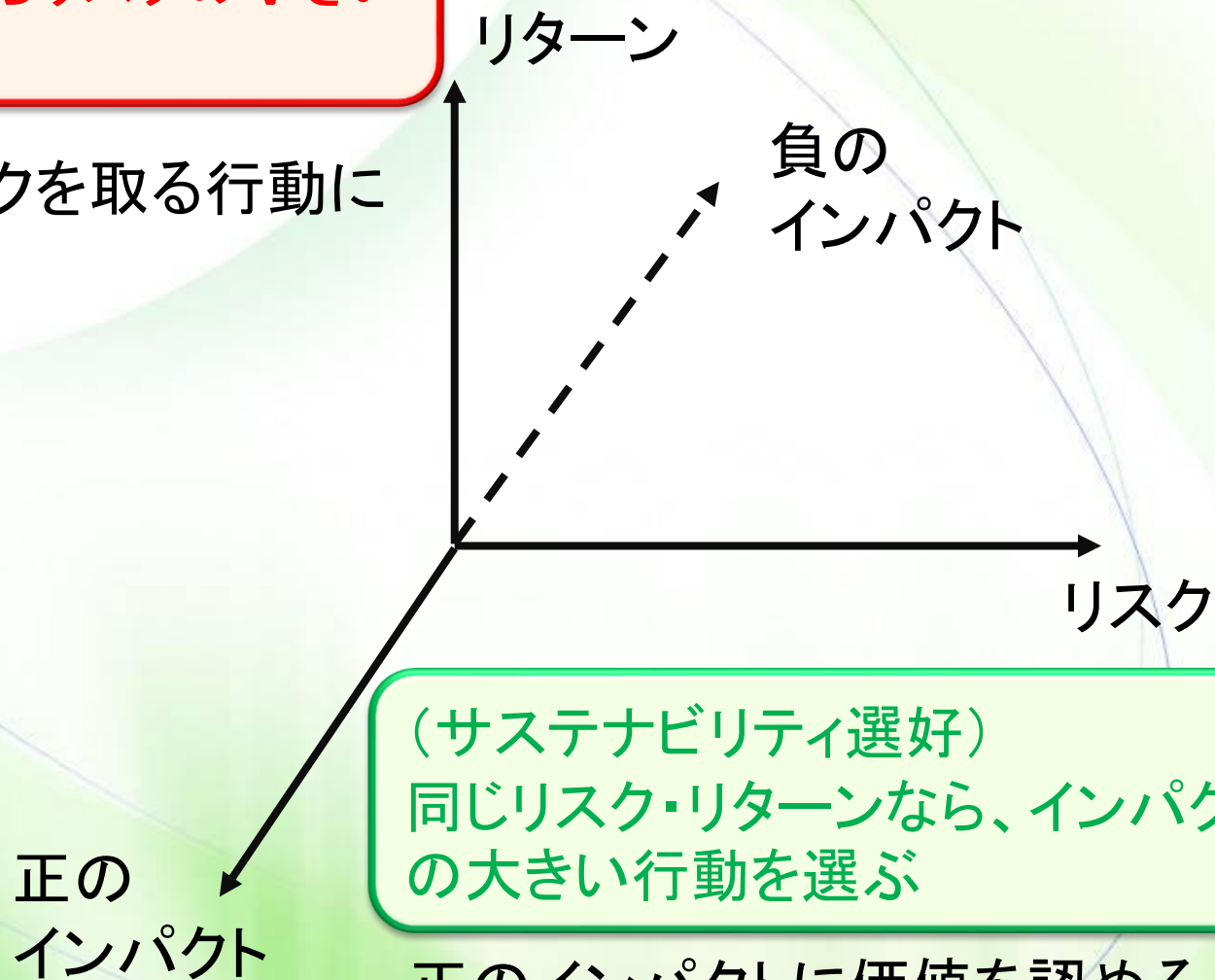
インパクト投資の定義

- ①インパクトを生み出す意図
- ②インパクトの評価とモニタリング
- ③インパクトの情報開示
- ④適切なリスク・リターンの確保

リスク・リターン・インパクトの3次元の判断

(リスク回避型の行動)
同じリターンならリスクの小さいものを選ぶ

市場は、リスクを取る行動にお金を払う



(サステナビリティ選好)
同じリスク・リターンなら、インパクトの大きい行動を選ぶ

正のインパクトに価値を認める

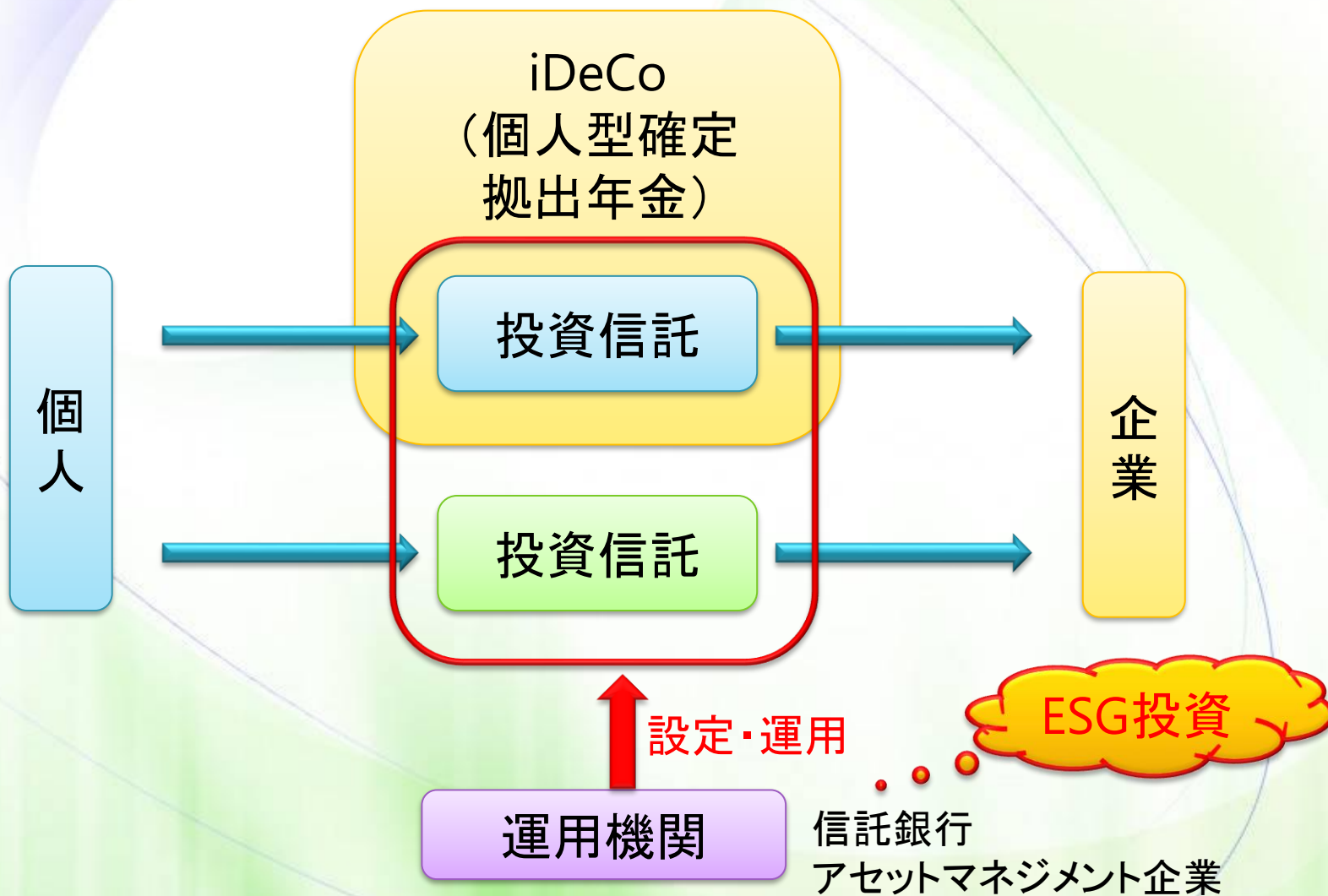
個人の立場からできること

ESGに強い金融機関・運用機関を選ぼう！

統合報告書・サステナビリティ報告書を読もう！

ESGリテラシーのすすめ

運用機関に注目



スチュワードシップレポートを読もう！

アジェンダ

1

エンゲージメントレポート

Sustainable palm oil

サステナブルなパーム油の調達



私たちは、2017年8月から、環境問題関連、社会問題関連にかかわる「持続可能なパーム油」の調達をテーマとしたエンゲージメントを開始しています。

パーム油は世界で一番使用されている植物油であり、多くの食品、洗剤などの家庭用品、化粧品等の原料として使用されています。その一方で、主要生産国であるマレーシアやインドネシアにおいて、パーム農園開発に伴う森林破壊、児童労働や強制労働、先住民との軋轢等の問題ははらわ植物油でもあります。

パーム油を原料とした製品を取り扱う企業、つまりパーム油のサプライチェーンに関わる企業は日本にも数多く存在しますが、敗米の企業に比べると、パーム油問題への対応状況はまだ改善の余地が大いと考えています。

責任投資部では、パーム油のサプライチェーンに関わる投資先企業を対象に「持続可能なパーム油」の調達に対する取り組みの理解と方針策定をサポートしています。

パーム油(パーム核油)使用品



2016年 8月

パーム油問題検討会発足

責任投資部は2016年8月から、慶応義塾大学の水川龍彦氏に一般社団法人CSR&ビューファームなどのNGOの方々と協力し、日本での「持続可能なパーム油」の普及を目指してパーム油問題検討会を構成員を行っています。この検討会は2020年12月で18回目を迎えます。

2017年 8月

パーム油サプライチェーンに関する投資先企業とミーティング

パーム油問題検討会で導き出した結果を踏まえて、パーム油のサプライチェーンに関する投資先企業を刷新し、「持続可能なパーム油」の使用を働きかけています。
具体的には、パーム油のサプライチェーンに関する投資先企業をリストアップし、2017年8月から2020年6月までに、小売・外食・サービス企業18社、トイレットペーパー製造企業8社、食品製造企業18社、製油・化学企業5社、総合商社5社の合計54社を刷新しミーティングを行いました。ミーティングでは、パーム油サプライチェーンにはらわ環境・人権リスクを説明し、「持続可能なパーム油」に対する取組状況の確認を行い、先進的な取組を行っている企業の事例を紹介しました。また、「持続可能なパーム油」のための円滑な調達(PO)への留意を促すとともに、「持続可能なパーム油」の使用を推奨し、パーム油問題への取組目標と取組実績の開示を求めました。

2018年 1月

海外のパーム農園運営企業とミーティング

2018年1月に続き、2019年3月にも当社アナリストがマレーシア・シンガポールの大手パーム農園運営企業7社とエンゲージメントを行いました。NDRを原則意識に向けた取組の進捗を確認するとともに、独立小規模農園栽培者までのトレーサビリティなどの問題解決に向けた取組を共有しました。

2018年 10月

アセアン地域銀行に対するエンゲージメント開始

2018年10月には、パーム油業者の資金の出し手であるアセアン地域銀行9行に製菓先企業におけるESG課題についてのコンタクトレターを送付し、うち4行にパーム油のサプライチェーン上にある企業のESGリスクの情報開示体制と監理体制の改善のためのエンゲージメントを実施しました。

2018年 11月

RSPOの年次総会に参加

2018年11月、マレーシアのコタキナバルで開催されたRSPOの年次総会に参加したのに加え、2019年11月には、タイのバンコクでの年次総会に参加し、パーム油業者の関係者と情報共有を行いました。

2018年 11月

サプライチェーンにおける取組進捗ガイドラインの策定に参加

2019年9月、企業が自社だけでは対応しづらい「グリーンパームススキーム(苦情処理)」について、「グローバル・コンパストネットワーク・ジャパン(GCNJ)」や「ビジネスと人権ロイヤルネットワーク(BHRLawyers)」など外部団体と連携し、取引先の労働環境などの情報を早期改善を促す「責任ある企業行動」および「サプライチェーン推進のための対応進捗ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を制定し、同年12月より運用を開始しました。農園や搾油所の労働者から専門に情報を受け付ける窓口を設けるなど、対応進捗ガイドラインを定めた企業へのサポートを行います。
(注1)東京大学リサーチ・ファンディングの「環境大気影響調査委員会」より、「東京2020大会プログラム(経理)報告書」にて「環境

アジェンダ

3

エンゲージメントレポート

Marine plastic waste

海洋プラスチック問題

海洋プラスチック問題に対するエンゲージメント

私たちは、「海洋プラスチック問題」に関して、ポリエチレン製レジ袋を多く使用している小売企業や、PETボトル容器入り飲料を製造・販売する飲料製造業を中心に延べ15社とエンゲージメント・ミーティングを行いました。各社のプラスチック削減の取組状況を確認するとともに、積極的な情報開示を求めました。

エンゲージメント事例 (2019年7月~2020年6月)

- 小売・外食企業 7社**
持ち帰り用レジ袋の使用量削減の取り組みやバイオマス素材の利用、プラスチック製ストロー削減や食品包装容器への取り組みに関して取組状況を把握
- 食品製造業 5社**
PET素材を用いる食品容器の今後の方針に関して取組状況を把握
- トイレットペーパー製造業 3社**
プラスチック容器削減に向けた取り組みに関して取組状況を把握

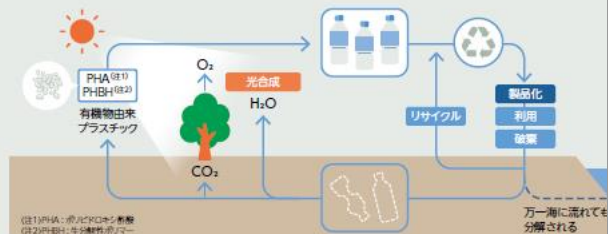


協働エンゲージメントへの参画

PRI署名機関が主導するPlastic Engagement Working Groupへ参画。対象企業12社に対し、プラのTransition(Reduce, Replace, Reuse)への取り組みを推奨し、プラスチックの生産と使用の環境負荷を削減することを求めています。

政策当局との対話

経済産業省・環境省サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会(2020年5月)委員として参画しています。また、環境省中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会構造審議会技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ台(第3回、2020年6月)ではプラスチック課題にかかわる投資家の取り組みを発表しました。



(注1)PHA: 合成PB20系樹脂
(注2)PH-B: 生分解性ポリマー

Resona Asset Management
Stewardship Report
2020/2021



企業のサステナビリティ報告書を読もう！

GRI
サステナビリティ
報告

Global Reporting Initiative
2000年 最初のガイドライン
2016年 GRIスタンダード公表

SASB
サステナビリティ
会計基準

Sustainability Accounting
Standards Board
2013年 最初のガイドライン
2018年 77業種のガイドライン

IIRC
統合報告

International Integrated Reporting
Council
2013年 国際統合報告フレーム
ワーク公表

整合性に向けた取り組み

- ✓ 2020年9月、GRI、CDP、SASB、IIRC、CDSBの5団体が**共同ステートメント**公表
- ✓ 相互の関係性の整理に乗り出す。

Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting

Summary of alignment discussions among leading sustainability and integrated reporting organisations CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB

Facilitated by the Impact Management Project, World Economic Forum and Deloitte

September 2020



September 2020

IFRS® Foundation

Consultation Paper on Sustainability Reporting

Comments to be received by 31 December 2020



IFRS®

- ✓ 2020年9月、IFRS Foundationが、**Sustainability Standards Board**設立に関する意見募集を開始。

ESGリテラシーのすすめ

- 運用機関、企業の報告書を読み解く力
- ESG要因と経済、社会との関連性の理解
- 個々のESG課題に関する知識

生物多様性の危機



- ✓ 「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」が、2019年4月29日に採択したレポート
- ✓ 動植物全体で、100万種が絶滅の危機に瀕している。
- ✓ 主な原因は①土地・海洋利用の変化、②直接的な捕獲、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入

持続可能な漁業

世界の漁獲量は96年を
ピークに減少 (FAO)



森林減少とパーム油問題

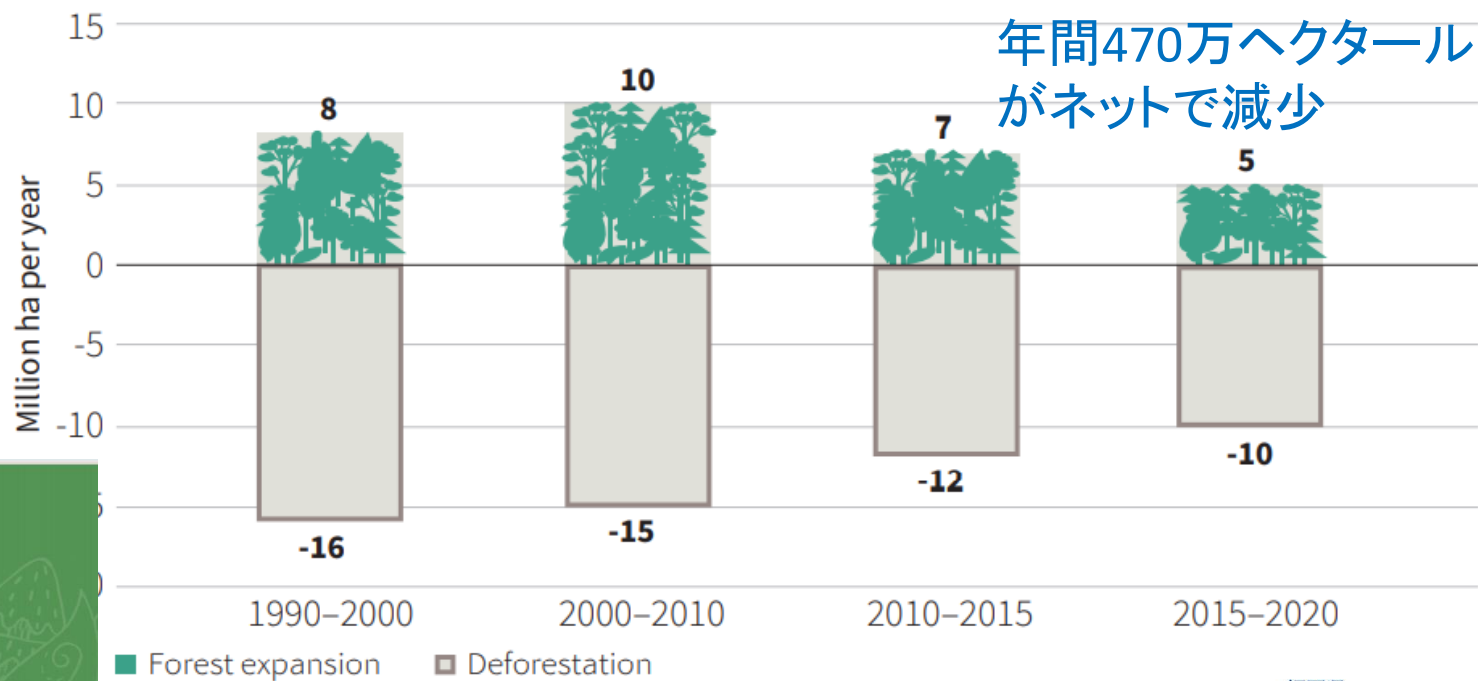
毎年、九州に相当する面積の
森林が消失

世界の温室効果ガス排出の
10－15%は森林破壊に起因

減少原因の8割は、パーム油、
大豆、牛肉、材木の生産

FAO グローバル森林資源評価2020

Annual rate of forest expansion and deforestation, 1990–2020



(参考)
九州の面積
約36,700平方キロメートル
=367万ヘクタール
(1平方km=100ha)



アマゾン森林火災

The Companies Behind the Burning of the Amazon

By: Glenn Hurowitz, Mat Jacobson, Etelle Higonnet, and Lucia von Reusner



インドネシア森林火災

AJ Impact / ENVIRONMENT

Could forest fires burn forever in Indonesia's peatlands?

Environmental group blames two major pulp producers for some of this year in new report.

by **Samantha Ho** • Graphic Content [f](#) [t](#)

22 Nov 2019



2019年9月までに85万ヘクタールが焼失
泥炭地の開拓が原因
パルプ原料としてのアカシア植林
APP (Asia Pulp & Paper) と
APRIL (Asia Pacific Resources International
Limited) の2社を名指しで批判
APRILは反論を掲載。



November 2019

Koalisi Anti Mafia Hutan



飛翔昆虫に関するドイツの研究

RESEARCH ARTICLE

More than 75 percent decline over 27 years in total flying insect biomass in protected areas

Caspar A. Hallmann^{1*}, Martin Sorg², Eelke Jongejans¹, Henk Siepel¹, Nick Hoffand¹, Heinz Schwan³, Werner Stenmans², Andreas Müller², Hubert Sumser², Thomas Hören², Dave Goulson³, Hans de Kroon¹

1 Radboud University, Institute for Water and Wetland Research, Animal Ecology and Physiology & Experimental Plant Ecology, PO Box 9100, 6500 GL Nijmegen, The Netherlands, **2** Entomological Society Krefeld e.V., Entomological Collections Krefeld, Marktstrasse 159, 47798 Krefeld, Germany, **3** University of Sussex, School of Life Sciences, Falmer, Brighton BN1 9QG, United Kingdom

* c.hallmann@science.ru.nl

Abstract

Global declines in insects have sparked wide interest among scientists, politicians, and the general public. Loss of insect diversity and abundance is expected to provoke cascading effects on food webs and to jeopardize ecosystem services. Our understanding of the extent and underlying causes of this decline is based on the abundance of single species or taxonomic groups only, rather than changes in insect biomass which is more relevant for ecological functioning. Here, we used a standardized protocol to measure total insect biomass using Malaise traps, deployed over 27 years in 63 nature protection areas in Germany (96 unique location-year combinations) to infer on the status and trend of local entomofauna. Our analysis estimates a seasonal decline of 76%, and mid-summer decline of 82% in flying insect biomass over the 27 years of study. We show that this decline is apparent regardless of habitat type, while changes in weather, land use, and habitat characteristics cannot explain this overall decline. This yet unrecognized loss of insect biomass must be taken into account in evaluating declines in abundance of species depending on insects as a food source, and ecosystem functioning in the European landscape.



OPEN ACCESS

Citation: Hallmann CA, Sorg M, Jongejans E, Siepel H, Hoffand N, Schwan H, et al. (2017) More than 75 percent decline over 27 years in total flying insect biomass in protected areas. PLOS ONE 12(10): e0185809. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0185809>

Editor: Eric Gordon Lamb, University of Saskatchewan, CANADA

Received: July 28, 2017

Accepted: September 19, 2017

Published: October 18, 2017

Copyright: © 2017 Hallmann et al. This is an open



1989年から2016年まで飛翔昆虫を採取
27年間で、年間平均76%の昆虫が減少

Fig 1. Examples of operating malaise traps in protected areas in western Germany, in habitat cluster 1 (A) and cluster 2 (B) (see Materials and methods).

薬剤耐性菌に関する国連報告書

- ✓ NO TIME TO WAIT: SECURING THE FUTURE FROM DRUG-RESISTANT INFECTIONS
- ✓ Interagency Coordination Group on Antimicrobial Resistance (IACG)編。
- ✓ 2019年4月29日公表。
- ✓ **薬剤耐性菌**の増加は危機的状況。
- ✓ 現在、**年間70万人**が死亡。
- ✓ **2050年までに、年間1,000万人**が死亡する事態に。



ILO 強制労働報告書2017年版

Global Estimates
of Modern Slavery



FORCED LABOUR AND FORCED MARRIAGE



In partnership with

2016年時点で4,000万人が現代的奴隷

うち、2500万人が強制労働
1500万人が強制結婚

これは、1,000人いれば、5.4人が現代的奴隷であることを意味する。

ILO 児童労働報告書2017年版

Global Estimates
of Child Labour



2016年時点で1億5,200万人の
児童労働が存在

うち、7300万人が健康や安全
を直接的に危険にさらす危険な
労働をしている。

ビジネスと人権に関する国別行動計画

- 2013年、国連の作業部会が国別行動計画（National Action Plan : NAP）の策定を勧告
- イギリス、イタリア、オランダ、ノルウェー、米国、ドイツ、フランス等、20か国以上が策定済み
- 日本も、2020年10月16日、日本版NAPを公表した。



日本版NAPの概要

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

- ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等）**
- ディーセント・ワークの促進
 - ハラスメント対策の強化
 - 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等）
- イ. 子どもの権利の保護・促進**
- 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
 - 児童買春に関する啓発
 - 子どもに対する暴力への取組
 - スポーツ原則・ビジネス原則の周知
 - インターネット利用環境整備
 - 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施
- ウ. 新しい技術の発展に伴う人権**
- ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応
 - AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進
- エ. 消費者の権利・役割**
- エシカル消費の普及・啓発
 - 消費者志向経営の推進
 - 消費者教育の推進
- オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）**
- ユニバーサルデザイン等の推進
 - 障害者雇用の促進
 - 女性活躍の推進
 - 性的指向・性自認への理解・受容の促進
 - 雇用分野における平等な取扱い
 - 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱い
- カ. 外国人材の受入れ・共生**
- 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

- ア. 公共調達**
- 「ビジネスと人権」関連の調達ルール of 徹底
- イ. 開発協力・開発金融**
- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施
- ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大**
- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
 - 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
 - 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
 - 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
 - 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話
- エ. 人権教育・啓発**
- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
 - 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
 - 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
 - 中小企業向けの啓発セミナーの継続
 - 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
 - 教育機関等に対する、行動計画等の周知
 - 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

- ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進**
- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
 - 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
 - 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
 - 「価値協創ガイダンス」の普及
 - 女性活躍推進法の着実な実施
 - 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
 - 海外における国際機関の活動への支援
- イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援**
- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
 - 中小企業を対象としたセミナーの実施
 - 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

- 司法的救済及び非司法的救済**
- 民事裁判手続のIT化
 - 警察官、検察官等に対する人権研修
 - 日本NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
 - 人権相談の継続
 - 人権侵害の予防、被害の救済
 - 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
 - 裁判外紛争解決手続の利用促進
 - 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進